

25/3/14 名古屋市議会財政福祉委員会（名古屋城部分）

名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし

岩本たかひろ（自民・緑区）：13 ページの、先に資料の質疑をさせていただきます。障害者差別相談センターにおける相談受付件数等の推移で、13 ページ 14 ページ資料をいただきました。まず、相談の中身ですけれども差別相談とその他の相談がこのように推移でいただいておりますけれどもこの違いは何かあるんですか。

担当課長：はい失礼いたします。

今資料 13 ページの括弧 1 のですね、差別相談、その他相談の違いについてのお尋ねをいただきました。

この差別相談につきましては、この障害者差別相談センターが受理をいたしまして、いわゆる差別相談としての調整を図っていくものというものでございます。その下のその他相談につきましては、差別にはあたらないような生活上の困りごとですとか、不安の傾聴、法や制度に関する問い合わせといったものでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：中身はわかりましたが、この件数が若干増えているところ、この差別の相談のところですね。

この増加している理由というのは何かあるんですか。

障害者差別解消バリアフリーの推進担当課長。：はい、失礼いたします。

今回令和 5 年度から 6 年度 12 月の数字にかけまして差別件数が、差別相談の件数が増加をしているということでございましてその理由の分析でございますけれども、この増加傾向につきましてはですね、令和 6 年の 4 月に障害者差別解消法が改正をされておまして、民間事業者も含めまして、合理的配慮の提供が義務化をされておりますのでそういったことが主な要因ではないかと私どもとしては分析をしております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：はいそうですね今令和 7 年度から、今年度か、合理的配慮の義務化になった。その中で、すいません、件数はわかりましたけれどもこのあの相談の要する日数ここは平均日数のところが、令和 5 年度は 29.9 日で 6 年度が 22.8 日と少なくなっているっていうんですかね、この変化は何か理由があるんですか

担当課長：資料 14 ページ括弧 3 の相談終結に至るまでの所要日数でございます。

こちらにつきましては、センターの方で相談を受け付けてから、当事者の意向を確認した上で対応終結とするまでの日数を記載したものでございます。

当然この日数につきましては平均日数という形でご指摘いただきましたけれども短い方が相談者の方にとっては良いというふうに考えているところでございます。令和 5 年度から 6 年度にかけまして、7 日ほど短縮しているというところでございますけれども、これはですね、やはり先ほどの増加の傾向と同じように、いわゆるですね法改正を受けまして事業者か

らの、合理的配慮の提供に関する相談といったものが増えているということもございまして、そういったものについては比較的短時間のアドバイスなどで終わるといったものもございまして、そういったことが一つの理由ではないかと考えているところです。

岩本たかひろ（自民・緑区）：合理的配慮ですよね。

次のこの職員体制のところ、相談員の方が1名、5年度から6年度に増えてるんですけども、増員の要因なぜ増やしたのか教えてください。

担当課長：はい、職員体制、令和6年8月から1人増員を図っております。

こちらです。令和6年4月に障害者差別解消法が改正をされて、民間事業者も含めて合理的配慮提供が義務化されたことを受けまして、いわゆる事業者が、合理的配慮を行うためにですね、物品購入などをする際の補助事業というものをですね、令和6年10月から始めております。

その準備も含めてその事業を実施するというためにですね、センターの職員を1人増員をしたというところでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：新たなものが増えてその対応にあたるということですよね。

ここからですけども、令和5年の6月の3日の例の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会が行われた案件っていうのは、この中に、センターに相談があったんですか。

担当課長：はい、令和5年6月3日の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の事案に関しましては、具体的な差別相談という形でこの障害者サービス相談センターへのご相談はございませんでしたけれども、いわゆるその他相談という形でのですね、ご意見、苦情という形ではですね、ちょっと正確な、すいません数字があれですけど、数件寄せられて5年度において寄せられていたというふうに認識しております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：先ほどのいわゆる2度と起こしてはいけない討論会に関しての苦情があったということなんですけども、どの程度どんなものがあったんです？寄せられたものは

担当課長：例えばですね、いわゆる令和5年6月3日の名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の苦情ご意見については、市民の声という形で大変多く、直接市役所に寄せられておまして、令和5年度185件でございました。

中身ということですが、例えば名古屋市は障害者を差別するのか、バリアフリーをしない天守閣は復元すべきではない。差別発言に市が対応しなかったのはおかしい。市の職員も、明日障害者になることを考えているのか、その場合は同じようにつらい気持ちになるんだ、わかっているのか、こういった意見が寄せられたところでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：本当に2度と起こして起こさないような感じで取り組みを進めていただきたいんですけども、非常に厳しいコメントだったのかなと思いますが、前回の委員会の中でもやらせていただいておりますけども条例案の改正が行われ、所管事務との中身が違うよねっていう、ちょっと再度、そこの変更点をちょっと言ってお話いただけます。

担当課長：所管事務調査でご審議を一度お願いした条例案と現在、改めてご審議をお願いしている条例案の違いというところがございます。

変わった点としましてですね3点ほどありましたけれども大きな点ということでございますと、当事者ですね、ごめんなさい障害者差別の事案が発生をした場合、障害者サービス相談センター他への相談によっても解決しない場合ですね、ごめんなさい、解決しない場合の仕組み。まず市の案件を含めるということがありますが、その際の動きとして新たに変わったものがございます。

当事者の申し立てを経て学識経験者や当事者等で構成される第三者機関であります。

名古屋市障害者差別解消調整委員会によるですね、あっせんというものがなされることになるんですけども、当該あっせん案をあ当事業者が、正当な理由なく受けられない場合、市長が斡旋をですね、従わない事業者に対しまして勧告を行うという仕組みがございます。

これにつきまして所管事務調査の際には、この勧告を、市が当事者となる場合には必ず行うというふうにしておりましたけれども、現在の案ではですね、勧告を行うことを原則としながら、勧告を行わない場合にはその理由を公表するという形に変更をさせていただいております。

岩本たかひろ（自民・緑区）：その後、答弁いただいた中の市長が必ず勧告を行うこの部分が、勧告を行わない場合は公表するというところに変更になっている理由は何があるんですか。

担当課長：ただいま委員が御指摘をいただきました件につきましては、勧告を行うべき市長がもしもですね、何らかの理由をつけて勧告を先延ばしにするというような場合も考えられるということで、その場合の対応策といたしまして、勧告を行わない場合はですね、その理由を公表するという内容を追加したというものでございます。市民へ公表をするという内容を追加することで、市民による監視作用、それによる自浄作用といったものが働くことを期待しての変更というものでございまして、私どもとしましては、より紛争解決の実効性を高めるという目的で変更させていただいたものでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると、今先延ばしにするだとかいう話もありましたけれども大事なのはより紛争解決の実効性を高めるということだと思っておりますよね。

勧告を行わない場合は理由を公表し、市民へ公表する内容が追加されたということは、より速やかに隠さず表に出すというような理解でいいんですよね。

担当課長：はい、委員ご指摘の通りでございます。

岩本たかひろ（自民・緑区）：そうすると差別のない社会の実現に向けた取り組みっていうところで、名古屋城のその市民討論会を2度と起こさないために、検証委員会も立ち上げて、これまで進めてきたにも関わらずなんですけども、先日の本会議で、取り上げられた市バスの乗車者に関する問題が、名古屋市を対象とするような案件が質問で取り上げられてたんですけど、その点のところちょっとこの委員会でも聞いてみたいんですけど少し教えてください。

渉外企画課長：ただいま委員ご指摘の案件につきましては、様々な調整、交渉をですね私の方で担当しておりましたので、私の方からご報告させていただきます。

令和6年3月にですね、次世代型電動車いすのご利用者様が市バスに乗車をしようとされましたところ、安全に固定ができないことを理由にですね、乗車を断られてしまいまして、障害者差別相談センターにご相談をされました。

また同事案につきまして交通局からもですね、安全に固定ができないことを理由に乗車をお断りすることが差別に当たるのかどうかということについて相談があったものがございます。つまり双方から差別相談センターに対してご相談が入ったというような状況でございました。

両者間ですねご相談を受けまして、6月に障害者差別相談センターからは一定の見解が示されたんですけども、8月にですね、次世代型電動車椅子をのご利用者様をはじめとしまして、障害当事者団体、健康福祉局、障害者差別相談センター、交通局この4社で話し合いを行いました。9月と10月に、安全に乗車できるのか、実車を使用しまして検証行為を行いました。

その結果固定に関わる課題につきましては、固定方法の工夫をする事によりまして、対応策が見出すことができたんですけども、新たに乗車時ですね、安全確保に係る課題が新たに判明をいたしまして、その課題について現在に至るまで有効な代替案をお示しすることができておりませんで大変時間を要しているものでございます。

この時間を要しても用意しておりますことにつきましてはですね本当に大変申し訳思っております。解決に向けて交通局と私ども調整を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

岩本たかひろ（自民・緑区）：もちろん市バスは交通局ですけどもやはり障害者差別解消に向けてはこの健康福祉局かきちっと間に入ってやっていただきたいですし、実際にご利用される方の今回の当事者の方にきちんと丁寧に寄り添いながらやっていただきたいと思えますよ。私もおかげさまで元気に何の不自由もなく生活をさせていただき、バスに乗るときなんか、何も考えることなく乗車させていただくんですけども、やはり車椅子をご利用使ってバスをご利用いただく方は当然のことながら、それが日常の足であるし、実際に段差も大変なんですよね。

実際に私本当に不勉強で申し訳ないんですけど、バリアフリーでこうやろうとすると、1対12って言ってすごくスペースも必要になってくるわけですね。バス停からノンステップバスで、低ければいいでしょうけども段差があるところだとか、実際にそのバス停に何となく車がぱっと止まると、そこのバス停に来るバスが止められなくなったりすると、また別のところから利用しないといけなかったりだとか、非常にだからもう気づかないうちに、そういうようなことを私も反省をしないといけないなってところがあるんですけど、そういうところも気遣いながら自分事としてきちんと気づくってということが非常に大事になってくるんだなってというのは改めて感じさせていただいたところでもあります。実際にもう2度と起こさないためにということで、皆さんのサポートなんかもバッチをつけて自分事としてやっていただくってことを、きちんと今までの議論の中も踏まえて、この健康福祉局としてやっていただいているにも関わらず今回またこのような事案が起こってしまったって非常に残念なことなんですよね。

ですからもう、丁寧に丁寧にきちんと今までのことを踏まえて健康福祉局としても、このようなことが2度と起こらないようにそしてまた名古屋市が当事者とならないようにやっていただきたいと思っておりますけども、今後どのように進めていけます。

お話し答弁をお願いいたします。

地域共生社会推進担当局長：あの本市におきましては障害のある人もない人もともに誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人としてお互いが思いやる気持ちを持ちながら安心してともに生きることが出来る街をつくるためm独自に名古屋市障害者差別解消推進条例を設けまして障害者差別相談センターを中心とした相談体制の整備、それから名古屋市職員対応要領の策定、市民の広報啓発など、障害者差別解消に向けた取り組みを進めてまいりました。こうした中で、令和5年6月3日に本市主催の名古屋城バリアフリー討論会における差別事案が発生いたしまして、職員の市職員の人件意識の低さというものが露呈したところでもあります。この件と福祉バスの事案も踏まえまして、この反省を踏まえまして差別解消条例改正案に、市職員は市職員対応要領を遵守して率先して意識のバリアフリー行動を実践するということを明記したところでもありますので、改めてサポート養成講座などを踏まえて、こういった検証を通じて、こういった啓発を広めていきたいと思っております。またあの市を当事者とする差別事案の解決に向けましても、今回の市バスの案件も時間がかかっていることもありまして、迅速に実効性のある仕組みとなるように、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

健康局といたしましては障害および障害者理解を進めまして、当事者の立場に立って何がバリアになってのかという気づき、意識のバリアフリーというものを特に推進していきたいと考えておりまして、建設的対話による相互理解を進めてハードソフト両面のバリアフリーを推進するという姿勢を全庁上げて推進できるように、先頭となって進めていきたいと思っております。

これにより、障害者差別のない共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

岩本たかひろ（自民・緑区）：局長から答弁をいただきましてありがとうございました。
やはり意識のバリアフリーというお話をいただきまして、私も本当に気づかないところで、ひょっとしたら差別をしちゃってるのかなっていうところを反省もしながら、また日々過ごしていかないといけないんだなと思いますし、例えば、サポート運動でよね。
10月から今年の10月から名古屋も取り入れてやっていただいているというところで、聞くところによるとあいさぽキッズというところの取り組みも進めていただいていると思います。
やはり当然のことながらみんな当然じゃんっていうような、当たり前じゃないのそれっていうようなやっばり世の中に差別のない共生社会の実現に向けてやっていただきたいので、やっばりそういう感性で感じれるような子どもたちから当然なんだよっていうようなことを、なにいつてんのよ大人たちっていうようなようなそんなことも少しずつ取り組みを進めていただきながら、2度とこのような事案がないように、局としても取り組みを進めていってください。